武豊町民間保育所運営費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第２項及び第35条第４項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条の規定に基づき武豊町に設置された保育所等（以下「民間保育所」という。）が実施する保育事業に対し予算の範囲内で交付する武豊町民間保育所運営費補助金（以下「補助金」という。）に関し、武豊町補助金等交付規則（昭和49年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業及び補助基準額）

第２条　補助対象事業及び補助基準額は、別表のとおりとする。

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、町内に民間保育所を設置している者であって、当該民間保育所において別表に規定する補助対象事業を実施するものとする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付申請をしようとする者は、武豊町民間保育所運営費補助金交付申請書（様式第１号）に事業計画書、収支予算書その他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第５条　町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、武豊町民間保育所運営費補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。この場合において、町長が必要と認めるときは、条件を付けることができる。

（補助金の変更交付申請）

第６条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。この場合において、補助事業者は、交付決定を受けた補助金の額に変更が生じるときは、武豊町民間保育所運営費補助金変更交付申請書（様式第３号）に変更後の事業計画書、変更後の収支予算書その他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の変更交付決定）

第７条　町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、武豊町民間保育所運営費補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。この場合において、町長が必要と認めるときは、条件を付けることが

できる。

（補助事業の中止又は廃止）

第８条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

（補助金の使用制限）

第９条　補助事業者は、交付を受けた補助金を補助事業以外の目的に使用してはならない。

（実績報告）

第10条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに武豊町民間保育所運営費補助金実績報告書（様式第５号）に事業報告書、収支決算書その他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条　町長は、前条に定める実績報告書等を審査し、交付すべき補助金の適正な額を確定したうえで、武豊町民間保育所運営費補助金交付確定額通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条　前条に規定する通知書を受けた補助事業者は、補助金の交付請求をしようとするときは、武豊町民間保育所運営費補助金交付請求書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（帳簿の備付け）

第13条　補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整理保管し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　前項の帳簿、書類等（以下「帳簿等関係書類」という。）は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しておかなければならない。

（検査）

第14条　町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件を検査することができる。この場合において、補助事業者は、当該検査を拒むことができない。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第15条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定した内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ず

ることができる。

(1)　補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(2)　偽りその他不正の手段により補助金の交付又は交付決定を受けたとき。

(3)　補助金を補助事業以外の目的に使用したとき。

(4)　前３号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付けた条件等に違反したとき。

（委任）

第16条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成28年８月１日から施行し、平成28年４月１日以後の事業分から適用する。

（要綱の失効）

２　この要綱は、令和10年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

補助対象事業	補助対象事業の内容	補助対象経費	補助基準額	補助額
延長保育	愛知県地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱（平成29	延長保育事業の実施に要する経費	県交付要綱の別紙に定める延長保育事業に係る基準額	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金等の

事業	年5月23日29子支第181号愛知県健康福祉部長通知。以下この表において「県交付要綱」という。）に基づく事業			収入を控除した額とを比較していずれか低い額
一時預かり事業	県交付要綱に基づく事業	一時預かり事業の実施に要する経費	県交付要綱の別紙に定める一時預かり事業に係る基準額	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額
地域子育て支援拠点事業	重層的支援体制整備事業交付金交付要綱に基づく事業	地域子育て支援拠点事業の実施に要する経費	重層的支援体制整備事業交付金交付要綱の別表に定める地域子育て支援拠点事業に係る基準額	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額
1歳児保育事	愛知県1歳児保育実施費補助交付要綱（平成17年9月8日付け17児第2072号愛知県健康福祉部長	施設型給付費等交付基準等による必要保育士数を超えて加配した1歳児保育に従事する保育士	各月初日現在の対象児童数に県1歳児交付要綱別表に定める3歳児未満児入所率区分ごとの月額単価を乗じた額	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金等の収入を控除した額とを比較

業	通知。以下この表において「県1歳児交付要綱」という。）に基づき実施する事業で、同要綱別記の実施基準に該当する対象施設における対象児童に対する事業	に要する経費	の合計	していずれか低い額
障がい児保育事業	障がい児を受け入れるための事業	施設型給付費等交付基準等による必要保育士数を超えて加配した障がい児保育に従事する保育士に要する人件費	障がい児3人に対し、保育士1人の割合で配置した人件費の額	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額
保育体制強化事業	愛知県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に基づく事業	保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	愛知県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の別表に定める保育体制強化事業に係る基準額	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額
保育補助者	愛知県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に基づく事業	保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃	愛知県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の別表に定める保育補助者雇上強化事業に係る基準額	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金等の収入を控除し

雇上強化事業		金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料		た額とを比較していずれか低い額
保育事業者等への巡回支援事業	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に基づく事業	保育事業者等への巡回支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、通信運搬費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の別表に定める保育事業者等への巡回支援事業に係る基準額	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額
その他保育事業	民間保育所が実施する保育事業に対し、特に町長が必要と認める事業	民間保育所が実施する保育事業に対し、特に町長が必要と認める経費	左記の経費を限度に町長が認める額	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金等の収入を控除した額とを比較していずれか低い額

様式第1号（第4条関係）

武豊町民間保育所運営費補助金交付申請書

年　月　日

武 豊 町 長

所　在　地
団　体　名
代表者の氏名

年度において　　を行うため、武豊町民間保育所運営費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額　　円

2 補助対象事業

3 補助金の配分及び使途

4 添付書類（事業計画書、収支予算書等）

様式第2号(第5条関係)

武豊町民間保育所運営費補助金交付決定通知書

第　　号
年　月　日

様

武豊町長　　㊞

年　月　日付けで交付申請のあった　　年度武豊町民間保育所運営費補助金については、武豊町民間保育所運営費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第5条の規定により、下記のとおり交付することを決定します。

記

1　補助対象事業

2　補助金交付額　　円
　交付額の内訳

3　交付条件
(1)この補助金は、要綱に基づき、適正に管理及び執行しなければならない。
(2)この補助金は、交付決定を受けた補助事業以外に使用してはならない。
(3)この事業が完了したときは、要綱第 10 条に定める実績報告書を速やかに提出しなければならない。
(4)町長は、この補助金の使途について不適当と認めるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。なお、前記実績報告書を提出しなかったときも、同様とする。

様式第3号(第6条関係)

武豊町民間保育所運営費補助金変更交付申請書

年　月　日

武 豊 町 長

所　在　地
団　体　名
代表者の氏名

年　月　日付けで申請しました　　年度武豊町民間保育所運営費補助金について、補助金交付申請額等に変更が生じましたので、武豊町民間保育所運営費補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり変更申請します。

記

1　変更後の補助金交付申請額　　円

2　変更後の補助対象事業

3　変更後の補助金の配分及び使途

4　添付書類(変更後の事業計画書、変更後の収支予算書等)

様式第4号(第7条関係)

武豊町民間保育所運営費補助金変更交付決定通知書

第　　号
年　月　日

様

武豊町長　　㊞

年　月　日付けで変更交付申請のあった　　年度武豊町民間保育所運営費補助金については、武豊町民間保育所運営費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第7条の規定により、下記のとおり変更交付することを決定します。

記

1　変更後の補助対象事業

2　変更後の補助金交付額　　円
　変更後の交付額の内訳

3　交付条件
(1)この補助金は、要綱に基づき、適正に管理及び執行しなければならない。
(2)この補助金は、交付決定を受けた補助事業以外に使用してはならない。
(3)この事業が完了したときは、要綱第 10 条に定める実績報告書を速やかに提出しなければならない。
(4)町長は、この補助金の使途について不適当と認めるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。なお、前記実績報告書を提出しなかったときも、同様とする。

様式第5号(第 10 条関係)

武豊町民間保育所運営費補助金実績報告書

年　月　日

武 豊 町 長

所　在　地
団　体　名
代表者の氏名

年　月　日付け　　第　　号で補助金の(変更)交付決定を受けた
年度　　が完了しましたので、武豊町民間保育所運営費補助金交付要綱第 10 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1　添付書類(事業報告書、収支決算書等)

様式第6号(第 11 条関係)

武豊町民間保育所運営費補助金交付確定額通知書

第　　号
年　月　日

様

武豊町長　　㊞

　　年　月　日付けで(変更)交付決定した　　年度武豊町民間保育所運営費補助金は、　　年　月　日付けで提出された武豊町民間保育所運営費補助金実績報告書等を審査し、下記のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

記

交付確定額　　円

1　交付確定額の内訳

2　補助金の精算

既に交付した補助金額と交付確定額に差額があるときは、速やかに精算すること。

様式第7号(第 12 関係)

年　月　日

武豊町民間保育所運営費補助金交付請求書

武 豊 町 長

所在地
団体名
代表者の氏名

下記の金額を請求します。

金　　円

ただし、　年度武豊町民間保育所運営費補助金として

振 込 先 金 融 機 関				支店名
				店
預金種類	支店番号	口座番号	口座名義 人	(フリガナ)
普 通 当 座				